

平成30年度

鳥取県低コスト耐震改修工法モデル事業実施者を募集します！

旧耐震基準の住宅における耐震化促進のため、県では住宅を手軽で安く補強する低コスト耐震改修工法の講習会を行い設計・改修技術者の育成を行っております。

設計・改修技術者の更なる技術力向上を目指し、改修実例による勉強会を行うための低コスト耐震改修工事を行っていただける住宅（モデル住宅）の所有者を募集しますので、是非ご応募ください。県からは住宅使用料として5万円を支給します。

◆募集人数 1名

◆応募資格 鳥取県民の方で次の全ての要件を満たすこと。

- ① 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築）の木造一戸建て住宅で建築士による耐震診断を実施済みで、耐震性がないと判断された住宅所有者の方
- ② 県内在住の方
- ③ 改修工事を行う住宅所在地が鳥取市内の方
- ④ H30年度中に耐震補強設計及び耐震改修工事を完了する見込の方
- ⑤ 勉強会で使用する住宅写真及び図面の使用を了承いただける方
- ⑥ 耐震補強設計・工事監理について、鳥取県木造住宅耐震化登録業者の中から県が選定する設計事務所と契約ができる方
（鳥取県木造住宅耐震化登録業者：<http://www.pref.tottori.lg.jp/94360.htm>）
- ⑦ 耐震改修工事について鳥取県木造住宅耐震化登録業者と契約ができる方
- ⑧ 設計費、工事費、工事監理費が自己負担できる方
（※使用可能な補助制度があります。5その他③④参照）
- ⑨ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でない方

◆応募方法

- ① 応募用紙に必要な事項を記入してください。
- ② 応募用紙下段に記載のある添付資料を提出してください。

◆応募期間 平成30年5月15日（火）～5月29日（火）必着

◆応募書類提出先

鳥取県庁生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 建築指導担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7697 電子メール sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

◆選定方法 応募のあった記載内容をもとに選考し、モデル事業実施者を決定します。

◆選定結果の連絡 応募者全員に選考結果を連絡します。

◆その他

- ① 応募に際して提出された書類は選定のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。また、提出された書類は返却しないこととします。
- ② 住宅の使用料として5万円をお支払いします。
- ③ 耐震補強設計、耐震改修工事については、国、県、市が補助金を出す鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金の対象となります。
- ④ 耐震補強設計：補助率2/3（上限16万円）、耐震改修工事：補助率2/3（上限100万円）
※申請手続きについては、ご自身で行っていただく必要があります。

問合せ先

鳥取県庁生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 建築指導担当

電話 0857-26-7697 FAX0857-26-8113 電子メール sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/module/6961.htm#itemid1106502>

平成30年度鳥取県低コスト耐震改修工法モデル事業実施者の応募用紙

住所、氏名、勤務先等

住所	〒 ー	
(ふりがな) 氏名	-----	
生年月日	年 月 日 (歳)	
電話番号	自宅	
	携帯	
勤務先及び役職名、又は自営事務所等	(所在地) (名称) (役職名)	

耐震改修する住宅の概要

所在地		
階数、延べ面積	階	m ²
建築年	大正・昭和 年	
耐震診断を行った建築士	事務所名：	建築士氏名：
耐震診断結果（最小Iw値）		

応募資格の確認（以下に当てはまることを確認し、チェックボックスに☑を記入してください。）

- H30年度中に耐震補強設計及び耐震改修工事を完了する予定の方
- 勉強会で使用する住宅写真及び図面の使用を了承いただける方
- 耐震補強設計・工事監理について、鳥取県木造住宅耐震化登録業者の中から県が選定する設計事務所と契約ができる方
- 耐震改修工事について鳥取県木造住宅耐震化登録業者と契約ができる方
- 設計費、工事費、工事監理費が自己負担できる方
- 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でない方

添付資料

耐震改修する住宅の耐震診断報告書の写し（表紙の1枚で結構です）

各階平面図

家の全景写真